

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（第一条関係）	1
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（第二条関係）	9
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）（第三条関係）	23
○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）（第四条関係）	30
○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）（第五条関係）	32
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第六条関係）	38
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第六条関係）	39
○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第六条関係）	40
○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（第七条関係）	41
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第七条関係）	42
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）（第七条関係）	43
○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第七条関係）	44
○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（第八条関係）	45
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）（第九条関係）	46
○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）（第十条関係）	47
○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）（第十一条関係）	49
○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）（第十二条関係）	51
○ 年金生活者支援助給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）（第十三条関係）	52
○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）	

	(第十四条関係)	54
○	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)(第十五条関係)	57
○	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)	59
	(附則第十六条関係)	
○	厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(附則第十八条関係)	63

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）抄（平成二十六年十月一日（一部平成二十七年一月一日、平成二十七年三月一日）施行）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 被保険者（第七条―第十四条の五）</p> <p>第三章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（訂正の請求）</p> <p>第十四条の二 被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合にお</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 被保険者（第七条―第十四条の二）</p> <p>第三章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

いて、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者	死亡した年金給付の受給権者
遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であつた者
寡婦年金を受けることができる妻	死亡した夫
死亡一時金を受けることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であつた者

(訂正に関する方針)

第十四条の三 厚生労働大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求(次条において「訂正請求」という。)に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、

(新設)

あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第十四条の四 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

第十四条の五 (略)

(不服申立て)

第一百一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の診査に関する処分を除く。）

又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし

、第十四条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。

2～7 (略)

(新設)

第十四条の二 (略)

(不服申立て)

第一百一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の診査に関する処分を除く。）

又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2～7 (略)

(資料の提供等)

第八八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者(以下この項において「被保険者等」という。)、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第九九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

2・3 (略)

(学生納付特例の事務手続に関する特例)

第九九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第六十八条第一項に規定する公立大

(資料の提供等)

第八八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署、共済組合等又は健康保険組合に対し、被保険者又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは健康保険若しくは国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

2・3 (略)

(学生納付特例の事務手続に関する特例)

第九九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第六十八条第一項に規定する公立大

学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請（以下この条において「学生納付特例申請」という。）に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第八十三条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者（以下この条において「学生等被保険者」という。）の委託を受けて、学生等被保険者に係る学生納付特例申請をすることができる。

2| 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、第九十条の三第一項の規定及び同条第二項において準用する第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、学生納付特例申請があつたものとみなす。

3| 学生納付特例事務法人は、学生等被保険者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該学生納付特例申請をしなければならない。

4・5| (略)

6| 第一項の指定の手續その他前各項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項

学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第八十三条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。

(新設)

2| (略)

3| (略)

4| 第一項の指定の手續その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項

の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

四の二 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定による請求の受理

五〇三十八 (略)

二〇七 (略)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条

の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇四 (略)

(新設)

五〇三十八 (略)

二〇七 (略)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(新設)

第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

(機構への事務の委託)

第九十九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 (略)

二 第十四条の五の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 三十五 (略)

三十六 第九十九条の二第一項の規定による指定に係る事務(第九十九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。)、第九十九条の二第四項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)、及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。)

三十七 四十二 (略)

2・3 (略)

附則

(国民年金原簿の特例等)

(機構への事務の委託)

第九十九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 (略)

二 第十四条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 三十五 (略)

三十六 第九十九条の二第一項の規定による指定に係る事務(第九十九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。)、第九十九条の二第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)、及び同条第三項の規定による指定の取消しに係る事務(当該指定の取消しを除く。)

三十七 四十二 (略)

2・3 (略)

附則

(国民年金原簿の特例等)

第七条の五 第十四条及び第十四条の二の規定の適用については、当分の間、第十四条中「被保険者」とあるのは、「被保険者（第二号被保険者のうち共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。次条において同じ。）」とする。

2～4 (略)

(延滞金の割合の特例)

第九条の二の五 第九十七条第一項（第三百三十四条の二第一項において準用する場合及び第三百三十七条の二十一第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

第七条の五 第十四条の規定の適用については、当分の間、同条中「被保険者」とあるのは、「被保険者（第二号被保険者のうち共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。）」とする。

2～4 (略)

(延滞金の割合の特例)

第九条の二の五 第九十七条第一項（第三百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） 抄 （平成二十七年七月一日（一部公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）施行）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（全額免除申請の事務手続に関する特例）</p> <p>第百九条の二 第九十条第一項の申請（以下この条において「全額免除申請」という。）に関する事務を適正かつ確実に実施することができる認められる者であつて、厚生労働大臣が当該者からの申請に基づき指定するもの（以下この条において「指定全額免除申請事務取扱者」という。）は、同項各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「全額免除要件該当被保険者等」という。）の委託を受けて、全額免除要件該当被保険者等に係る全額免除申請をすることができる。</p> <p>2 全額免除要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に全額免除申請の委託をしたときは、第九十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、全額免除申請があつたものとみなす。</p> <p>3 指定全額免除申請事務取扱者は、全額免除要件該当被保険者等から全額免除申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該全額免除申請をしなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

4 厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者が第一項の事務を適正かつ確実に実施するために必要な限度において、全額免除要件該当被保険者等が第九十条第一項各号のいずれかに該当することの事実に関する情報を提供することができる。

5 厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、指定全額免除申請事務取扱者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

6 厚生労働大臣は、指定全額免除申請事務取扱者が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 指定全額免除申請事務取扱者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なく、第一項の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 第一項の指定の手續その他前各項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（学生納付特例の事務手續に関する特例）

第九十九条の二の二（略）

2～6（略）

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定

（学生納付特例の事務手續に関する特例）

第九十九条の二（略）

2～6（略）

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定

により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十五 (略)

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請(第九十条の二第一項の規定による被保険者又は被保険者であつた者の委託に係る申請及び第九十条の二の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。)の受理及び処分(これらの規定による指定を除く。)並びに第九十条第三項(第九十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七〇三十三 (略)

三十三の二 第九十条の二の二第一項の規定による指定の申請の受理

三十四〇三十七の三 (略)

三十七の四 附則第九条の四の七第一項、第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の規定による申出の受理並びに附則第九条の四の七第二項、第九条の四の九第二項、第九条の四の十第二項及び第九条の四の十一第二項の規定による承認

三十八 (略)

二〇七 (略)

(機構への事務の委託)

により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十五 (略)

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請(第九十条の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。)の受理及び処分(これらの規定による指定を除く。)並びに第九十条第三項(第九十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七〇三十三 (略)

(新設)

三十四〇三十七の三 (略)

(新設)

三十八 (略)

二〇七 (略)

(機構への事務の委託)

第九十九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 三十五 (略)

三十六 第九十九条の二第一項の規定による指定に係る事務（第九十九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。）、第九十九条の二第四項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）、同条第五項の規定による命令に係る事務（当該命令を除く。）、及び同条第六項の規定による指定の取消しに係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十六の二 第九十九条の二の二第一項の規定による指定に係る事務（第九十九条の四第一項第三十三号の二に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。）、第九十九条の二の二第四項の規定による命令に係る事務（当該命令を除く。）、及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十七 四十二 (略)

2・3 (略)

第九十九条の二 (略)

一 三 (略)

四 第九十九条の二第七項の規定に違反した者

五 第九十九条の三第六項の規定に違反した者

第九十九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 三十五 (略)

三十六 第九十九条の二第一項の規定による指定に係る事務（第九十九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。）、第九十九条の二第四項の規定による命令に係る事務（当該命令を除く。）、及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務（当該指定の取消しを除く。）

(新設)

三十七 四十二 (略)

2・3 (略)

第九十九条の二 (略)

一 三 (略)

(新設)

四 第九十九条の三第六項の規定に違反した者

第百十三条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百十一条の二又は前条（第四号及び第五号を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

附則

(特定保険料の納付)

第九条の四の三 平成二十五年改正法附則第九十八条の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、被保険者又は被保険者であつた者（特定期間を有する者に限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であつて、その者が五十歳以上六十歳未満であつた期間（その者が六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条及び附則第九条の四の九第

第百十三条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第百十一条の二又は前条（第四号を除く。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

附則

(特定保険料の納付)

第九条の四の三 平成二十五年改正法附則第九十八条の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、被保険者又は被保険者であつた者（特定期間を有する者に限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であつて、その者が五十歳以上六十歳未満であつた期間（その者が六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間）の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額（承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額）の保険料（以下この条において「特定保険料」と

四項において「特定保険料」という。）を納付することができる。

255 (略)

(特定事由に係る申出等の特例)

第九条の四の七 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

- 一 特定事由（この法律その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかつたこと又はその処理が著しく不当であることをいう。以下この条及び附則第九条の四の九から第九条の四の十一までにおいて同じ。）により特定手続（第八十七条の二第一項の申出その他の政令で定める手続をいう。以下この条において同じ。）をすることができなくなつたとき。
- 二 特定事由により特定手続を遅滞したとき。

2| 厚生労働大臣は、前項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

3| 第一項の申出をした者が前項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により当該申出をした者が被保険者となる期間があるときは、当該期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定（第八十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項の規定その他政令で定める規定を除く。）を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規

いう。）を納付することができる。

255 (略)

(新設)

定による被保険者としての被保険者期間（附則第九条の四の九第一項第二号において「特定被保険者期間」という。）とみなす。

4 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされる期間があるときは、当該期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に係る期間（附則第九条の四の九第一項第三号及び第九条の四の十一第一項第二号において「特定一部免除期間」という。）とみなす。ただし、当該申出をした者がこれを希望しない期間については、この限りでない。

5 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により当該申出をした者が付加保険料（第八十七条の二第一項の規定による保険料をいう。以下この条並びに附則第九条の四の九第一項第一号及び第九条の四の十において同じ。）を納付する者となる期間があるときは、当該期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定（第八十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項の規定その他政令で定める規定を除く。）を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定により付加保険料を納付する者である期間（附則第

九条の四の十第一項第二号において「特定付加納付期間」という。）とみなす。

6| 第一項の申出をした者が第二項の規定による承認を受けた場合において、特定事由がなければ特定手続が行われていたと認められるときに当該特定手続が行われていたとしたならば当該特定手続に係る規定により保険料を納付することを要しないものとされる期間（以下この項から第八項までにおいて「全額免除対象期間」という。）があるときは、当該全額免除対象期間は、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該申出のあつた日以後、当該特定手続に係る規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間（次項及び第八項並びに附則第九条の四の十一第一項第三号において「特定全額免除期間」という。）とみなす。ただし、当該申出をした者がこれを希望しない期間については、この限りでない。

7| 老齢基礎年金の受給権者が第二項の規定による承認を受けた場合において、前項の規定により全額免除対象期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）が特定全額免除期間とみなされたときは、第一項の申出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

8| 第六項の規定により全額免除対象期間が特定全額免除期間とみなされた者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九条の四の七第六項の規定により保険料免除期間」とする。

9| 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、第二項の規定による承認の基準を定めるものとする。

10| 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

11| 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る申出等)

第九条の四の八 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について、前条の規定を適用する場合においては、同条第六項中「当該特定手續に係る規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間」とあるのは「昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の第五条第四項に規定する保険料免除期間」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定事由に係る保険料の納付の特例)

第九条の四の九 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。第三項において「対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができ。

一 特定事由により保険料（第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険

(新設)

(新設)

料にあつてはその一部の額以外の残余の額とし、付加保険料を除く。
以下この条において同じ。）を納付することができなくなつたと認められる期間

二 附則第九条の四の七第三項の規定により特定被保険者期間とみなされた期間

三 附則第九条の四の七第四項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間

2 厚生労働大臣は、前項の申出（同項第一号に係るものに限る。）に理由があるとき、又は同項の申出（同項第二号又は第三号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。

3 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る対象期間の各月につき、当該各月の保険料に相当する額の保険料（以下この条において「特例保険料」という。）を納付することができる。

4 第一項の申出（同項第一号に係るものに限る。）をした者が特定事由により納付することができなくなつた保険料が、特定保険料その他の政令で定める保険料であるときは、特例保険料の額は、前項の規定にかかわらず、政令で定める額とする。

5 第三項の規定による特例保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特例保険料から順次に行うものとする。

6 第三項の規定により特例保険料の納付が行われたときは、第一項の申出のあつた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

7 老齢基礎年金の受給権者が第三項の規定による特例保険料の納付を行

つたときは、第一項の申出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

8| 第三項の規定により特例保険料を納付した者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九条の四の九第三項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間又は保険料免除期間」とする。

9| 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。

10| 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定事由に係る付加保険料の納付の特例)

第九条の四の十 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間（付加保険料に係る保険料納付済期間を除く。第三項において「付加対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

一 特定事由により付加保険料を納付することができなくなつたと認められる期間

二 附則第九条の四の七第五項の規定により特定付加納付期間とみなされた期間

2| 厚生労働大臣は、前項の申出（同項第一号に係るものに限る。）に理由があるとき、又は同項の申出（同項第二号に係るものに限る）

(新設)

。）」があつたときは、その申出を承認するものとする。

- 3 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る付加対象期間の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額の保険料（次項及び第六項において「特例付加保険料」という。）を納付することができる。

- 4 前項の規定による特例付加保険料の納付は、保険料の納付が行われた月についてのみ行うことができる。

- 5 前条第五項から第七項までの規定は、第三項の場合に準用する。

- 6 老齢基礎年金の受給権者（付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者を除く。）が第三項の規定による特例付加保険料の納付を行った場合における第四十三条の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得した」とあるのは、「附則第九条の四の十第一項の規定による申出をした」とする。

- 7 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。

- 8 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定事由に係る保険料の追納の特例）

- 第九条の四の十一 被保険者又は被保険者であつた者は、次の各号のいずれかに該当する期間（保険料納付済期間を除く。第三項において「追納対象期間」という。）を有するときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。

（新設）

- 一 特定事由により第九十四条の規定による追納をすることができなくなつたと認められる期間
- 二 附則第九条の四の七第四項の規定により特定一部免除期間とみなされた期間
- 三 附則第九条の四の七第六項の規定により特定全額免除期間とみなされた期間
- 2 厚生労働大臣は、前項の申出（同項第一号に係るものに限る。）に理由があるとき、又は同項の申出（同項第二号又は第三号に係るものに限る。）があつたときは、その申出を承認するものとする。
- 3 第一項の申出をした者は、前項の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る追納対象期間の各月の保険料（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料に限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。
- 4 前項の規定による追納は、先に経過した月の分の保険料から順次に行うものとする。
- 5 第三項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。
- 6 附則第九条の四の九第六項から第八項までの規定は、第三項の場合に

準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

7 附則第九条の四の七第九項及び第十項の規定は、第二項の規定による承認について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る保険料の納付等)

第九条の四の十二 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について、前三条の規定を適用する場合には、附則第九条の四の九第六項の規定により保険料が納付されたものとみなされた期間は、同条第一項の申出のあつた日以後、昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の第五条第三項に規定する保険料納付済期間とみなすほか、前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） 抄 （平成二十七年三月一日（一部平成二十七年一月一日）施行）
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>		
<p>（訂正の請求）</p> <p>第二十八条の二 被保険者又は被保険者であつた者は、前条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という。）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 206 359 1075"> <tr> <td data-bbox="209 206 359 515">第三十七条の規定により未支給の保険給付の</td> <td data-bbox="209 515 359 1075">死亡した保険給付の受給権者</td> </tr> </table>	第三十七条の規定により未支給の保険給付の	死亡した保険給付の受給権者	<p>（新設）</p>
第三十七条の規定により未支給の保険給付の	死亡した保険給付の受給権者		

支給を請求することができる者	
遺族厚生年金を受けられることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であつた者

3| 第一項の規定は、第七十八条の六第三項又は第七十八条の十四第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を有する者（被保険者又は被保険者であつた者を除く。）について準用する。

（訂正に関する方針）

第二十八条の三 厚生労働大臣は、前条第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（次条において「訂正請求」という。）に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。

2| 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第二十八条の四 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。

2| 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求

（新設）

（新設）

に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基づく保険給付は、行わない。ただし、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による確認の請求又は第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による訂正の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

（記録）

第七十八条の七 厚生労働大臣は、厚生年金保険原簿に前条第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、離婚時みなし被保険者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

（記録）

第七十八条の十五 厚生労働大臣は、厚生年金保険原簿に前条第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出又は第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

（記録）

第七十八条の七 厚生労働大臣は、第二十八条の原簿に前条第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、離婚時みなし被保険者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

（記録）

第七十八条の十五 厚生労働大臣は、第二十八条の原簿に前条第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配

偶者みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(審査請求及び再審査請求)

第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第二十八条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。

2～4 (略)

(資料の提供)

第一百条の二 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であった者(以下この項において「被保険者等」という。)、共済組合の組合員若しくは組合員であった者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者であった者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であった者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況、法人の事業所の名称及び所在地その他の事項につき、官公署、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供

偶者みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(審査請求及び再審査請求)

第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2～4 (略)

(資料の提供)

第一百条の二 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、共済組合等又は同項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 (略)

一〇七 (略)

七の二 第二十八条の二第二項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

八〇四十二 (略)

二〇七 (略)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(

2 厚生労働大臣は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 (略)

一〇七 (略)

(新設)

八〇四十二 (略)

二〇七 (略)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で

第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3| 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。）には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

附 則

（延滞金の割合の特例）

第十七条の十四 第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四百四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十六条において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。）に規定する延滞金の年十
四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭

定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（新設）

附 則

（延滞金の割合の特例）

第十七条の十四 第八十七条第一項（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四百四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項を含む。）以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第八十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

とする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）抄（平成二十七年七月一日施行）
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例）</p> <p>第十九条の二 国民年金法第百九条の二第一項に規定する指定全額免除申請事務取扱者は、同項に規定する事務のほか、前条第二項各号のいずれかに該当する同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「納付猶予要件該当被保険者等」という。）の委託を受けて、納付猶予要件該当被保険者等に係る前条第二項の申請（以下この条において「納付猶予申請」という。）を行うことができる。</p> <p>2 納付猶予要件該当被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に納付猶予申請の委託をしたときは、前条第二項の規定及び同条第三項において準用する国民年金法第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、納付猶予申請があつたものとみなす。</p> <p>3 指定全額免除申請事務取扱者は、納付猶予要件該当被保険者等から納付猶予申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めると</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

ころにより、当該納付猶予申請をしなければならない。

4 指定全額免除申請事務取扱者が行う納付猶予申請に関する事務は、国民年金法第九条の二第一項の事務とみなして、同条第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

◎ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）（抄）（平成二十七年四月一日施行）

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会（同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。）の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による訂正の請求があ</p>	<p>第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」と</p>

つた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当するとの社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行うことができる。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

3 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとする

いう。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

(新設)

(新設)

ときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

4 | 5 | 7 | (略)

8 | 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項又は第二項の事業主（以下「特定事業主」という。）その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

9 | 厚生労働大臣は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた特定事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため同項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

(特例納付保険料の納付等)

第二条 厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた特定事業主（当該特定事業主の事業を承継する者及び当該特定事業主であった個人を含む。以下「対象事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 | 5 | 12 | (略)

13 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に相

2 | 5 | (略)

6 | 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

7 | 厚生労働大臣は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

(特例納付保険料の納付等)

第二条 厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた前条第一項の事業主（当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であった個人を含む。以下「対象事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 | 5 | 12 | (略)

13 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に相

当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、特定事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかったこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該特定事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

(公表)

第三条 厚生労働大臣は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第一条第一項及び第二項に規定する場合において厚生労働大臣が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一～三 (略)

(協力)

第十四条 対象事業主又は第二条第三項の役員であった者は、第一条第一項及び第二項に規定する場合に特例対象者その他の関係者に対して厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付（これに相当する給付を含む。）が適正に行われるようにするため厚生労働大臣が講ずる

当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、前条第一項の事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかったこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

(公表)

第三条 厚生労働大臣は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第一条第一項に規定する場合において厚生労働大臣が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一～三 (略)

(協力)

第十四条 対象事業主又は第二条第三項の役員であった者は、第一条第一項に規定する場合に特例対象者その他の関係者に対して厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付（これに相当する給付を含む。）が適正に行われるようにするため厚生労働大臣が講ずる措置にでき

措置にできる限り協力しなければならない。

(国会への報告)

第十五条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての第一条第一項の社会保障審議会の調査審議及び同条第二項の厚生労働省令で定める場合に該当するかしないかの判断の結果の概要(当該事案が、同法第二十七条に規定する事業主が同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかったと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行したかどうか明らかでない)と認められる場合のいずれに該当するかに関する事項を含む。)、厚生労働大臣が行った特例対象者に係る第一条第一項及び第二項に規定する確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

附則

第二条 削除

る限り協力しなければならない。

(国会への報告)

第十五条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての第一条第一項に規定する機関が行った調査審議の結果の概要(当該事案が、同項の事業主が同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかったと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行したかどうか明らかでない)と認められる場合のいずれに該当するかに関する事項を含む。)、厚生労働大臣が行った特例対象者に係る第一条第一項に規定する確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

附則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、第一条第一項に規定する国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失う。ただし、同日までにあつた第一条第一項の意見に係る事案については、この法律の規定は、この法律

<p>3 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>2 旧船員保険法その他前項の厚生労働省令で定める法令の適用に関し、第一条第二項の厚生労働省令で定める場合に相当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、厚生労働省令で定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(旧船員保険法等に関する特例)</p> <p>第三条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号） （第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 。次項において「旧船員保険法」という。）その他厚生労働省令で定める法令の適用に関し、第一条第一項の意見に相当する意見があったときは、当該意見を同項の意見とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、厚生労働省令で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(旧船員保険法等に関する特例)</p> <p>第三条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号） （第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 。その他厚生労働省令で定める法令の適用に関し、第一条第一項の意見に相当する意見があったときは、当該意見を同項の意見とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、厚生労働省令で定める。</p>

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）抄（平成二十七年一月一日施行）

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条 第百八十一条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条 第百八十一条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）抄（平成二十七年一月一日施行）
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十条 第三百三十三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十条 第三百三十三条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号） 抄 （平成二十七年一月一日施行）
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
 （第七条関係）

抄（平成二十七年一月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>35 第三十条第三項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>35 第三十条第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
 （第七条関係）

抄（平成二十七年一月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（組合員等に対する督促及び延滞金の徴収） 第二十条の九（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。</p> <p>6～9（略）</p>	<p>附則</p> <p>（組合員等に対する督促及び延滞金の徴収） 第二十条の九（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>6～9（略）</p>

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
（第七条関係）

抄（平成二十七年一月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十四条の二 第百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十四条の二 第百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） 抄 （平成二十七年一月一日施行）
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十二条 第二十八条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十二条 第二十八条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

◎ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）抄
 （第八条関係）

（平成二十七年一月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（不正利得の徴収の特例）</p> <p>8 第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（地方財政法の一部改正）</p> <p>8 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条の四第七号中「及び船員保険」を「船員保険及び児童扶養手当」に改める。</p>

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号） 抄 （平成二十七年一月一日施行）
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（不正利得の徴収の特例）</p> <p>7 第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十九条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（地方財政法の一部改正）</p> <p>7 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条の四第七号中「及び児童扶養手当」を、「児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当」に改める。</p>

◎ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）
 （第十條關係）

抄（平成二十七年一月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（準用規定）</p> <p>第二十二條 厚生年金保險法第八十三條（第一項を除く。）及び第八十五條の規定は掛金について、同法第八十六條（第三項を除く。）、第八十七條（第六項を除く。）、第八十八條、第八十九條及び附則第十七條の十四の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三條第二項及び第三項、第八十六條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五條第三号中「被保險者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六條第一項、第四項及び第五項中「前条」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保險法第八十五條」と、同法第八十七條第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保險法第八十六條第二項」と、同法附則第十七條の十四中「第八十七條第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四百四十一條第一項において準</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第二十二條 厚生年金保險法第八十三條（第一項を除く。）及び第八十五條の規定は掛金について、同法第八十六條（第三項を除く。）、第八十七條（第六項を除く。）、第八十八條、第八十九條及び附則第十七條の十四の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三條第二項及び第三項、第八十六條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五條第三号中「被保險者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六條第一項、第四項及び第五項中「第八十五條」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保險法第八十五條」と、同法第八十七條第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保險法第八十六條第二項」と、同法附則第十七條の十四中「第八十七條第一項（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四百四十一條第一項において準用する平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第</p>

用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十六条において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。）とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保險法第八十七條第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、それぞれ読み替えるものとする。

2
(略)

八十七條第一項を含む。以下この條において同じ。）とあるのは「第二十二條において準用する厚生年金保險法第八十七條第一項」と、「第八十七條第一項の」とあるのは「同項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

2
(略)

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）抄（平成二十七年一月一日施行）
 （第十一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（存続組合に係る費用の負担） 第五十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 厚生年金保険法第八十五条（第一号ニ、第三号及び第四号を除く。） 、第八十六条、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条、第八十九条及び附則第十七条の十四の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同法附則第十七条の十四中「第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び平成二十五年改正法附則第五条第</p>	<p>附則</p> <p>（存続組合に係る費用の負担） 第五十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 厚生年金保険法第八十五条（第一号ニ、第三号及び第四号を除く。） 、第八十六条、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条、第八十九条及び附則第十七条の十四の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同法附則第十七条の十四中「第八十七条第一項（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五</p>

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四百一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十六条において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。）とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項において準用する第八十七条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

5・6
(略)

年改正法第一条の規定による改正前の第四百一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項において準用する第八十七条第一項」と、「第八十七条第一項の」とあるのは「同項の」と読み替えるものとする。

5・6
(略)

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）抄（平成二十七年一月一日施行）

（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（不正利得の徴収の特例）</p> <p>第三条の二 第二十二條第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三條第二項に規定する特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、第二十二條第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七條第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三條第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）抄（公布日（一部平成二十七年一月一日施行））

（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（不正利得の徴収の特例）</p> <p>第九條の二 第三十一條第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三條第二項に規定する特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、第三十一條第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七條第一項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三條第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。</p> <p>（日本年金機構法の一部改正）</p> <p>第十九條 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の一部を次のよう</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（日本年金機構法の一部改正）</p> <p>第十九條 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の一部を次のよう</p>

に改正する。

(中略)

第三十八条第五項第三号中「(ト)」を「(チ)」に改め、トをチとし、ハからへまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

(中略)

に改正する。

(中略)

第三十八条第五項第三号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの

(中略)

◎ 公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）抄（平成二十七年一月一日施行）
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（加算金の割合の特例）</p> <p>第十六条の二 前条第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。附則第八十二条の二において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同号中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第八十二条の二 前条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第八十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

- 2 | 附則第五条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第二項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第八十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

- 3 | 附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第二項において読み替えて準用する改正前厚生年金保険法第八十七条第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

(徴収金等の帰属する会計)

第八十三条 改正後特別会計法附則第二十八条の三第一項及び第二項の規定によるほか、附則第八十二条第一項各号に掲げる徴収金並びに同条第二項各号に掲げる徴収金及び加算金は、年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とする。

2・3 (略)

(徴収金等の帰属する会計)

第八十三条 改正後特別会計法附則第二十八条の三第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項各号に掲げる徴収金並びに同条第二項各号に掲げる徴収金及び加算金は、年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とする。

2・3 (略)

◎ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）（平成二十六年十月一日施行）
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十八条（略） 2～4（略） 5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一・二（略） 三 次に掲げる事務を遂行する者（チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。）に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき（チに掲げる事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限る。）。</p>	<p>第三十八条（略） 2～4（略） 5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一・二（略） 三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。</p>

<p>6 5 10 (略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>イ ト (略)</p> <p>チ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年法律第二百二十四号) 第二条第三項に規定する高齢者虐 待の防止、同法第九条第一項及び第二十四条の規定による措置に関 する事務その他の法令の定める事務であつて厚生労働省令で定める もの</p>
<p>6 5 10 (略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>イ ト (略)</p> <p>(新設)</p>

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）抄
 （公布日施行）

（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金保険法の一部改正）</p> <p>第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十八条中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。</p> <p>第二十八条の二第一項中「被保険者又は被保険者であつた」を「第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた」に、「（被保険者）」を「（第一号厚生年金被保険者）」に改め、同条第二項の表以外の部分中「被保険者又は被保険者であつた」を「第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた」に改め、同項の表遺族厚生年金を受けることができる遺族の項中「被保険者又は被保険者であつた」を「第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた」に改め、同条第三項中「みなされた期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、「被保険者又は被保険者であつた」を「第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた」</p>	<p>（厚生年金保険法の一部改正）</p> <p>第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十八条及び第三十一条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第三十一条の三 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主については、この節の規定（第二十八条及び前条を除く。）は、適用しない。</p>

た」に改める。

第三十一条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第三十一条の三 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主については、この節の規定(第二十八条及び前条を除く。)は、適用しない。

(中略)

第百条の二第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付又はその」を「国民年金法による年金たる給付又は受給権者の」に、「共済組合等又は同項に規定する政令で定める」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「被保険者若しくは被保険者であつた者(以下この項において「被保険者等」という。)、共済組合の組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況、法人の事業所の名称及び所在地その他の事項につき」を削り、「官公署」の下に「(実施機関を除く。)」を加え、「国民年金法第

(中略)

第百条の二第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付又はその」を「国民年金法による年金たる給付又は受給権者の」に、「国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等又は第四十六条第六項に規定する政令で定める」を「これらの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、「官公署」の下に「(実施機関を除く。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第百条の二に次の一項を加える。

4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認

三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）
、健康保険組合若しくは国民健康保険組合」を削り、「必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告」を、「法人の事業所の名称、所在地その他の事項につき、必要な資料の提供」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第百条の二に次の二項を加える。

4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

(中略)

めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(中略)

附則

(日本年金機構法の一部改正)

第五百十三条 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十八条第五項第三号中「チ」を「ト」に改め、ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとする。

(中略)

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正)

第五百四十四条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

(中略)

附則

(日本年金機構法の一部改正)

第五百十三条 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十八条第五項第三号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとする。

(中略)

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正)

第五百四十四条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

(中略)

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号） 抄 （平成二十七年三月一日（一部平成二十七年四月一日）施行）
 （附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会保障審議会）</p> <p>第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）の規定に</p>	<p>（社会保障審議会）</p> <p>第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）及び日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2
(略)
よりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
(略)